第五条　危険度に応じた管理手法

1　両締約国の関税地域間で取引される物品の通関を円滑に行うため、両税関当局は、引き続き危険度に応じた管理手法を用いる。

2　両締約国政府は、セミナー及び研修課程を通じて、両締約国及び第三国その他の関税地域における危険度に応じた管理手法の使用及び危険度に応じた管理手法に関する技術の向上を促進するよう努める。

3　両税関当局は、危険度に応じた管理手法に関する技術その他の取締りのための技術に関して、情報（最良の慣行を含む。）を交換する。

第六条　不正取引の取締り

1　両税関当局は、税関官署での通関における不正な薬物その他の禁制品の取引の取締り活動に関して、協力し、及び情報を交換する。

2　両締約国政府は、税関官署での通関における不正な薬物その他の禁制品の取引の防止のため、関税協力理事会の下での協力を促進するよう努める。

第七条　知的財産権

両税関当局は、知的財産権を侵害する疑いのある物品の輸入及び輸出の取締り活動に関して、協力し、及び情報を交換する。

第八条　情報の交換

1　一方の締約国政府は、他方の締約国政府がこの章の規定に従って秘密のものとして提供するあらゆる情報の秘密性を保持する。ただし、当該他方の締約国政府が当該情報の開示に同意する場合は、この限りでない。

2　1の規定にかかわらず、スイス連邦政府は、千九百二十三年三月二十九日のスイス連邦とリヒテンシュタイン公国との間の関税同盟条約が有効である限り、リヒテンシュタイン公国の当局に対し、この章の規定に従って受領するいかなる情報も提供することができる。この文脈において、スイス連邦政府は、この条に規定する自国のすべての義務がその関税地域内で履行されることを確保する。

3　この章の規定に従って一方の締約国政府の税関当局が他方の締約国政府の税関当局に提供する情報については、当該他方の締約国政府の税関当局は、自国の関税法令に基づく自己の職務の遂行のためにのみ使用する。

4　一方の締約国政府は、秘密性の保持又は情報の使用目的の制限に関し、自己が要請する保証を他方の締約国政府から得ることができない場合には、当該他方の締約国政府に提供する情報を限定することができる。

5　情報を要請する一方の締約国政府は、同様の要請が他方の締約国政府により行われたならば応ずることができない場合には、自己の要請においてその事実について注意を喚起する。当該要請に応ずるか否かについては、当該他方の締約国政府の裁量にゆだねられる。

6　この章の規定に従って提供される情報については、提供を受ける締約国政府は、裁判所又は裁判官が行う刑事手続において使用してはならない。

7　この章の規定に従って一方の締約国政府から他方の締約国政府に提供される情報を刑事手続において裁判所又は裁判官に提示することが必要とされる場合には、当該他方の締約国政府は、当該情報に対する要請を外交上の経路又は当該一方の締約国の法令に従って定められたその他の経路を通じて当該一方の締約国政府に提出する。当該一方の締約国政府は、迅速かつ好意的に回答を行うよう、さらに当該他方の締約国政府が示す合理的な期限内に回答するよう最善の努力を払う。

8　この章の他の規定にかかわらず、一方の締約国政府は、他方の締約国政府への情報の提供が自国の法令によって禁止されている場合又は自己の重要な利益と両立しないと認める場合には、当該提供を行うことを要しない。

第三章　競争

第九条　目的及び定義

1　この章の規定は、基本協定第百四条に規定する協力の実施に関する詳細及び手続を定めることを目的とする。

2　この章の規定の適用上、

(a)　「競争当局」とは、

(i)　日本国については、公正取引委員会をいう。

(ii)　スイスについては、競争委員会及び競争委員会事務局をいう。

(b)　「競争法」とは、

(i)　日本国については、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和二十二年法律第五十四号）（以下「独占禁止法」という。）並びにその実施について定める命令及び規則並びにそれらの改正をいう。

(ii)　スイスについては、カルテルその他の競争制限に関する千九百九十五年十月六日の連邦法（以下「カルテル法」という。）並びにその実施について定める命令及び規則並びにそれらの改正をいう。

(c)　「執行活動」とは、締約国政府が自国の競争法の適用に関連して行うあらゆる審査若しくは捜査又は手続をいう。ただし、次のものを含めない。

(i)　事業活動の監視又は通常の届出、報告若しくは申請の審査

(ii)　経済概況又は特定の産業分野における概況の調査を目的とする調査研究活動

(d)　「企業」とは、法的又は組織的形態にかかわらず、締約国の競争法の対象となる私的又は公的な団体をいう。

第十条　通報

1　一方の締約国政府の競争当局は、他方の締約国政府の競争当局に対し、当該他方の締約国の重要な利益に影響を及ぼす可能性があると認める自己の政府の執行活動について通報する。

2　一方の締約国政府の執行活動であって、他方の締約国の重要な利益に影響を及ぼすことがあるものは、次の執行活動を含む。

(a)　他方の締約国政府の執行活動に関連する執行活動

(b)　当該他方の締約国の国民若しくは永住者又は当該他方の締約国の領域における関係法令に基づいて設立され、若しくは組織される企業に対して行う執行活動

(c)　次の(i)又は(ii)に規定するものが当該他方の締約国の領域における関係法令に基づいて設立され、又は組織される企業である場合の企業結合に関係する執行活動

(i)　当該企業結合の当事者の一又は二以上

(ii)　当該企業結合の当事者の一又は二以上を支配する企業

(d)　企業結合以外の反競争的行為であって、実質的に当該他方の締約国の領域において行われるものに関係する執行活動

(e)　当該一方の締約国政府の競争当局により、当該他方の締約国政府が要求し、奨励し、又は承認したと認められる行為に関係する執行活動

(f)　当該一方の締約国政府による制裁その他の排除に係る措置であって、当該他方の締約国の領域における行為を要求し、又は禁止するものを課し、又は適用する行為に関係する執行活動

3　企業結合に関して1の規定に基づく通報が必要である場合には、この通報については、次の時点までに行う。

(a)　日本国の競争当局については、競争当局が、独占禁止法に従い、企業結合の計画に関する文書、報告その他の情報の提出を求める時

(b)　スイスの競争当局については、カルテル法第三十二条第一項に従って手続を開始することを決定する時

4　企業結合に関連する執行活動以外の執行活動に関して1の規定に基づく通報が必要である場合には、この通報については、次の時点までに行う。

(a)　日本国の競争当局については、次の行動をとるに先立つできる限り早い時

(i)　刑事告発

(ii)　緊急停止命令の申立て

(iii)　審判開始決定の発出